



スポ保第 22 号
令和 3 年 4 月 6 日

各公立高等学校長
県立東桜学館中学校長 殿
各県立特別支援学校長

教育庁スポーツ保健課長

部活動における新型コロナウイルス感染症に係る 感染防止対策の徹底について（通知）

このことについては、これまでの通知等に則り、各学校において対応いただいているところですが、今般、本県において児童生徒にも感染が確認されていること、また、現在は県独自の緊急事態宣言が発出されている地域があり、県全体で感染防止対策を徹底していかなければならないことを踏まえ、部活動における感染防止対策について特に注意いただきたい内容を下記にまとめました。

つきましては、校長より顧問・生徒に具体的に指導いただくとともに、保護者に対しても周知くださり、感染防止について徹底されるようお願いいたします。

また、校内における感染防止対策についても、改めて全職員で確認し、徹底した対策が講じられるよう指導をお願いします。

なお、本通知の取扱いは、県独自の緊急事態宣言の解除までを目途とします。

記

1 部活動における感染防止対策の徹底について

3密を避けることや消毒等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、下記の内容について特に留意して活動すること。

なお、詳細については、「新型コロナウイルス感染予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版Ver. 4）」やこれまでの各種通知（下記2に明示）等を参照すること。

（1）健康観察等の徹底について

- ① コーチ等の指導者や生徒等は、自身に風邪の症状（発熱・咳・鼻水・のどの痛み等）がある場合は、部活動に参加せず、医療機関を受診し、顧問に診断結果を連絡すること。また、家族に風邪の症状がある場合や、家族が濃厚接触者に特定され自宅待機をしている場合等も、部活動に参加しないこと。
- ② 顧問は、活動前に参加者の健康観察を徹底し、少しでも風邪の症状がある場合には帰宅等させること。また、複数の参加者に症状がみられる場合など、必要に応じて活動中止等の措置を取ること。

(2) マスク着用の徹底について

緊急事態宣言の対象地域に所在する学校においては、マスクを常時着用し、マスクを着用しても活動できる負荷の練習内容とする等、工夫すること。緊急事態宣言の対象地域以外に所在する学校にあっても、可能な限り、同様の対応とすること。

(3) 登下校時の感染防止対策の指導徹底について

顧問は、生徒に対し、登下校時におけるマスク着用の徹底を指導すること。また、下校途中での複数人での飲食は極力控えるよう指導すること。

2 これまでの関係通知等について（一部省略）

- (1) 「山形県及び寒河江市独自の「緊急事態宣言」の発出等に係る対応について」（令和3年3月27日付け高教第1147号、義教第999号、特教第611号）
- (2) 「新型コロナウイルス感染症に係る山形県・山形市独自の「緊急事態宣言」の発出等を受けての対応に係る留意点について」（令和3年3月26日付け教職第803号、特教第600号、スポ保第1204号）
- (3) 「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（山形県・山形市独自の「緊急事態宣言」の発出等に係る対応について）」（令和3年3月23日付け高教第1135号、義教第986号、特教第593号）
- (4) 「部活動における感染防止対策の徹底及び各種通知等の運用について（通知）」（令和3年1月22日付けスポ保第992号）
- (5) 「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver. 4）について」（令和2年12月23日付け高教第774号スポ保第911号）

<参考>濃厚接触者の定義

感染者の症状の出た日の2日前から、

- 1m程度の距離で
- マスク等の感染防止策なしで
- 15分以上の会話等

をした状況で感染者と接触していること。

※各個人が、感染者（知人・他人を問わず）の濃厚接触者とならないような意識と徹底した対策が必要。

<担当>

学校体育・生涯スポーツ担当

課長補佐 石田 充

TEL: 023-630-2562

FAX: 023-630-2893